

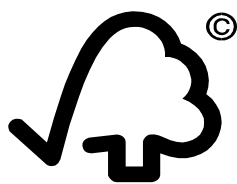
認証機関:



SmartWood Headquarters  
65 Millet St. Suite 201  
Richmond, VT 05477 USA  
Tel: 802-434-5491  
Fax: 802-434-3116  
[www.smartwood.org](http://www.smartwood.org)  
Contact person: Jon Jickling  
jjickling@ra.org

認証審査実施者:

Tel:  
Fax:  
担当:  
Email:



**FSC**  
ACCREDITED  
FSC-ACC-004

© 1996 Forest Stewardship Council A.C.

FM-06 Oct 2005



**SmartWood**

*Practical conservation through certified forestry*

森林管理  
**2006 年度年次監査**  
報告書:

認証コード:

SW-FM/CoC-

監査日程:

2006年7月3-6日

報告書完成日:

2007年5月18日

監査員:

認証取得者窓口

小沢武雄

住所:

山梨県甲府市丸の内1-6-1

## 目次

1. 監査プロセス.....	3
1.1. 監査員紹介:.....	3
1.2. 監査日程.....	3
1.3. サンプル抽出方法:.....	5
1.4. 利害関係者コンサルタントプロセス.....	5
1.5. 基準の変更（変更事項がある場合）.....	6
2. 監査所見と結果.....	6
2.1. 森林管理運営体の森林管理の変化.....	6
2.2. 利害関係者問題.....	6
2.3. 適切な改善事項への順守.....	6
2.4. 今回の監査の結果、新たに発行された改善事項.....	9
2.5. 監査観察事項.....	10
2.6. 監査判定.....	11

## 1. 監査プロセス

### 1.1. 監査員紹介:

**ロイ・ジョーンズ、チームリーダー、森林管理** 学歴：オレゴン州立大学森林経営学士。経歴：2006年6月より、アジア太平洋地域マネージャー。2004年～2006年初めまで、合衆国地域主任森林官。トータルで約4年の合衆国南部地域マネージャー、2年の北米西岸地区（PNW）及びブリティッシュコロンビア州対象のスマートウッドコーディネーターの経験を持ち、森林経営者や林産物製造業者へのスマートウッド認証の幅広い業務を行っている。4年間、ワシントンで独立したコンサルタントとして、私有林、公有林の土地所有者林や野生地火災を対象に働いている。15年間をワシントン州天然資源省で、森林業務や火災、露天掘り規制の実施、行政区レベルでの林地管理含む経験をし、野生地都市と連結する火災プログラムの調整、ワシントン州ウェナチー市の初期省庁間火災措置センターのマネージャー及び水生地ナミガイ・プログラムのマネージャーに携わった。ジョーンズ氏は今までに、合衆国、ブリティッシュコロンビア州（カナダ）、アジア太平洋などで、監査員として50以上の認証審査、8件の予備審査、100以上の年次監査を主導し、管理し、関係している。スマートウッドの審査員研修セミナーの講師としても活躍、認定監査員検定プロセス開発などの分野でSAF(The Study Abroad Foundation：単位認定機関)を補佐し、SAF監査員研修ワークショップに出席、ISO14001EMS(Environmental Management System：環境マネジメント・システム)主任監査員研修認定のANSI RAB(現：ANAB:ANSI –ASQ National Accreditation Program：米国認定機関)を修了した。ジョーンズ氏は、FSCの太平洋岸部、南東部、アパラチア山脈部、ミシシッピ沖積峡谷部、オザーク・ウォシタ高地部のメンバーあるいはアドバイザーとして勤務し、ブリティッシュコロンビア州基準作業部会に所属している。



**野村恭子博士、環境審査/景観管理** 野村氏は大阪大学土木環境工学分野で修士号、東京大学大学院新領域創成科学研究科で博士号を取得。1993年、アジア航測株式会社に勤務。以来、環境コンサルタントとして働いている。2001年に技術士（環境部門・環境計画）の資格を取得。2001年から2002年にかけて、WWF（世界自然保護基金）森林プログラム・アシスタントとして、国内におけるFSCの普及事業に従事、2003年から2004年にかけては国立環境研究所にて京都議定書下での持続可能な森林管理プロジェクトの評価システムの研究を行った。2005年から、みずすサステナビリティ研究所（旧中央青山PwCサステナビリティ研究所）に所属し、環境的・社会的影響分野での審査を行っている。

### 1.2. 監査日程

監査は4日間に渡って現場、オフィス視察、書類レビュー、インタビュー、ミーティングを行うよう調整された。監査する現場は管理活動の代表的な場所、昨年度からの改善が見られる場所などからサンプルを選んだ。今年度の環境影響評価

(以下「EIA」という)計画案を設定し、EIAチェックリストを使用するため、EIAシステムに適用する現場を選出した。この時期に行われる主な施業は、下刈、皆伐、切り捨て間伐である。監査チームは主にこれらの施業が行われている現場を訪問した。

日時	場所/主な現場	主な施業内容
2006年7月3日 午後1時～5時	県庁応接間	県有林課長と打ち合わせ。監査チーム紹介と役割と責任の説明。
	県庁会議室	管理計画と書類のレビュー。現場審査地選出のためのデータ収集。
2006年7月4日 午前8:30～午後5:30	中北地区 68-ト-1	2006年皆伐予定地確認。 山梨県有林の現場マネージャーに聞き取り。
	68-イ-2	下刈作業中。 森林作業員の代表に聞き取り。
	576林地 金ヶ岳線	2005年林道開設箇所。 山梨県有林の現場マネージャーに聞き取り。
	576-イ-1	2005年公売箇所、皆伐作業中。 山梨県有林の現場マネージャーに聞き取り。
	576-二-4	下刈作業中・新規植林・獣害防除。 森林作業員の代表に聞き取り。
	561 林地	溪畔林試験地。 山梨県森林総合研究所研究員に聞き取り。
2006年7月5日 午前8:30～午後5:00	111-リ-3	2005年公売箇所、皆伐作業地。 山梨県有林の現場マネージャーに聞き取り。
	106-口-5	切り捨て間伐作業中。 森林作業員の代表に聞き取り。
	106-イ-7	2004年枝打ち。
	105 林地 京戸岩崎山線	林道開設地。 山梨県有林EIAチェックリストに関して現場作業員に聞き取り。
	船窪林道入口	保護価値の高い森林(以下「HCVF」という。)に関して関係者聞き取り
	172-イ-7,9	2004,2005年収穫間伐。 森林作業員の代表及び山梨県森林総合研究所研究員に聞き取り。
	173-イ-1	2006年切り捨て間伐。
	172-イ-11	2005年枝打ち。

	HCVF	HCVFを散策。
2006年7月6日 午前9時～正午	県庁会議室	外来樹種記録、種子利用と計画の確認。管理計画、流通加工（以下「COC」という。）手順と書類のレビュー。 今回の監査の結果概要説明。
監査に要した人員の延べ人数: =参加した審査員の数 × 審査にかかった総日数(審査前の活動も含む)		

### 1.3. サンプル抽出方法：

現場サンプル抽出の基準は以下のとおり；

- 1) 伐採現場(予定地を含む)
- 2) 保護・保全地
- 3) 動物保護実施地
- 4) 生産林
  - 間伐に向け、マークをしている  
最近間伐をした
  - 伐採に向け、マークをしている  
最近伐採をした
  - 伐採後1年
  - 伐採後5年
  - 伐採後10年
- 5) 景観管理地 (水辺林を含む)
- 6) 森林管理によって規模の異なる林道
- 7) HCVF
- 8) モニタリング実施地
- 9) 環境評価システムの採用地

監査した森林管理ユニット 又は現場	選択原理	属する森林管理ユニットグループ及び、ユニット数
	環境評価チェックリストが用いられている現場	
	森林管理ユニットの異なるタイプ、再植林、切捨て間伐、間伐、主伐。	
	従業員（作業員）が施業中のサイトで、関係者として聞き取りができる現場。	
	HCVFの現場	
	景観計画に関連する水辺地帯	

### 1.4. 利害関係者コンサルタントプロセス

利害関係者タイプ (NGO、政府、地元居住者など)	連絡した利害関係者数	聞き取り又は意見を 提供した
------------------------------	------------	-------------------

		利害関係者数
森林作業員（従業員）	なし	聞き取り 4件の森林会社から4名の代表と2名のスタッフ。
NGO	なし	聞き取り NGO1団体、入会林保全会から2名。

### 1.5. 基準の変更（変更事項がある場合）

前回の評価から基準の変更は起こっていない。以前の監査・審査に続き、今回の監査の実施に当たり、以下の基準を使用した：

スマートウッド認証日本版森林管理審査のための暫定基準（第1案、2002年10月）

原題：SmartWood Certification Interim Standard For Assessing Forest Management in Japan (First Draft, October 2002)

## 2. 監査所見と結果

### 2.1. 森林管理運営体の森林管理の変化

山梨県は、県有林に対する新たな10ヵ年森林管理計画（2006年4月1日～2016年3月31日）を作成した。これには森林管理の新たな方針が盛り込まれ、針葉樹植林地の一部を現行の通常の伐期システムから長伐期システムへ変更することとした（2,596haから16,096ha）針広混交林への誘導計画量を前計画の4,014haから4,878haへ変更。

山梨県は国及び県の機関と議論し、景観管理計画の作成を行った。この取り組みの結果、山梨県は新10ヵ年森林管理計画の主戦略の一つとして、向上した景観管理システムを設定した。

山梨県は県有林に対する環境影響評価（EIA）の計画案と一連のチェックリストを発展させた。また、今年は計画案に基づき、EIAの実施を開始した。

### 2.2. 利害関係者問題

山梨県はHCVF地選出と設定のため、保護団体や市町村にHCVFに関するアンケート調査を実施したり、現地にて保護団体や関係者とインタビューを行ったりなど、パブリックオピニオンを広く呼び込んだ。その結果、山梨県は2箇所の保全林を選出し、新10ヵ年森林管理計画に書き留めた。また、公式サイト上で公表した。

### 2.3. 適切な改善事項への順守

以下のセクションでは認証保有者の、以前の評価で出された改善事項アクションに対する改善努力を記述する。それぞれの改善措置要請（以下「CAR」という。）所見は以下のようなカテゴリーを使用し、現行のステータスの記述に加えて表示され

る。CARを満たすことができないと、不順守となり、不順守レベルが低から3ヶ月以内の順守が要求される高へアップグレードされる。または、スマートウッド認証の中止や終止に直面することになる。以下の分類はCARのステータスを示すために使用するものである。

CARステータス分類	解説
終了	認証保有経営体はCARを完全に満たしており、不順守事項の改善に努めた。
未解決	認証保有経営体はCARを満たしていない。根元的な不順守はいまだに存在する。CARはレベル高に上げられ、順守までの期限が3ヶ月となる。

Condition 2	参照基準番号: 基準6.1
不順守レベル: 高 <input type="checkbox"/> 低 <input checked="" type="checkbox"/>	山梨県有林はEIA案を作成し、実施する時間を設けた。
改善事項: EIAを実施すること。	
順守期限: 認証取得後3年以内	

監査所見: 山梨県有林はEIA計画案を2005年4月1日に発行し、今年計画案に基づいてEIAを実行する。本CARが満たされた一方で、現場スタッフと本部の間で計画案の解釈の仕方に不一致が生じており、地区に関係なく全てのスタッフで一貫した理解を共有し、適用できるようにする必要がある。	
ステータス: 終了	
フォローアップアクション: CAR 1/06 参照	

Condition 6	参照基準番号: 基準6.4
不順守レベル: 高 <input type="checkbox"/> 低 <input checked="" type="checkbox"/>	森林レベルの管理計画がある一方で、景観レベルでの観点からの管理計画も必要である。
改善事項: 他の国立又は県立の機関や研究所の協力を得、景観レベルでの管理計画を作成すること。この計画を次期管理計画に組み入れること。	
順守期限: 認証取得後3年以内	

監査所見: 山梨県有林は新10ヵ年森林管理計画の主な戦略の一つとして、向上した景観管理システムを設定した。	
ステータス: 終了	
フォローアップアクション(あれば): なし	

Condition 10	参照基準番号: 基準7.1
不順守レベル: 高 <input type="checkbox"/> 低 <input checked="" type="checkbox"/>	山梨県は木材資源データを収集しているが、生物資源の経験に基づく情報が含まれていない。
改善事項: 生物資源について、経験に基づく情報を含めた目録システムを作成すること。例えば、野生生物密度や生息地タイプ、草本種、森林構成(立枯木、残木、樹種多様性)など。項目4.6.1, 6.2, 6.4, 6.5, 8.1も参考にされたい。	

順守期限: 認証取得後3年以内

監査所見: 山梨県は目録作成の際には、植物相や動物相、非木質種の性質についてのデータを収集している。

ステータス: 終了

フォローアップアクション(あれば): なし

Condition 12 参照基準番号: 基準7.2

不順守レベル: モニタリング結果が管理計画とプロセスに入っていない。  
高  低

改善事項:  
2006年の次期管理計画更新時には、本認証のコンディションで条件として収集したデータ、モニタリング結果を組み入れること。

順守期限: 認証取得後3年以内

監査結果: 山梨県有林は新10力年森林管理計画で、動物保護ネットの設置方法、化学薬品の削減、長伐期施業システムの実施、森林管理へのEIA結果のフィードバックなど、数点の更新を行った。

ステータス: 終了

フォローアップアクション(あれば): なし

Condition 13 参照基準番号: 基準8.1

不順守レベル: 木材資源と同程度にしっかりした、生物資源に関連するモニタリング手順と計画案の向上が必要。  
高  低

改善事項: condition10と調整しながら、一貫性があり反復可能なモニタリング手順と原案を作成すること。

順守期限: 認証取得後3年以内

監査所見: 2005年スマートウッド監査員の大田博士はスマートウッドの権限なしでこのコンディションの延長を承認した。博士は延長を申し渡す権限を有しないものの、山梨県の職員はそのことを知らず、当コンディションについて何も作業を行わなかった。そのため、このコンディションはCAR高へのレベルアップをせず、1度限り延長することとする。

ステータス: 未解決

フォローアップアクション(あれば): Observation 1 参照

Condition 17 参照基準番号: 基準9.2

不順守レベル: HCVFが識別されているにも関わらず、協議プロセスは行われていない。  
高  低

改善事項: HCVFについての定義や解釈など、コミュニティメンバーやその他の適切な関係者との協議をすること。協議の結果として、HCVFの定義と該当エリアの確定を計画に加え、公表すること。

順守期限: 2006年の次期管理計画の更新までに。

監査所見: 山梨県有林はアンケート調査やNGOや現場での関係者へのインタビューなどから、関係者とHCVFの選定と設定についての協議を行った。公式ウェブサイトにてその情報を



一般に公開している。
ステータス: 終了
フォローアップアクション(あれば): なし

CAR #: 1/05	参照基準番号: 基準6.1
不順守レベル: 高 <input type="checkbox"/> 低 <input checked="" type="checkbox"/>	絶滅危惧種チェックシートを記入する全ての職員が、絶滅危惧種を発見し、その生息地となりうる場所の解釈についての十分な知識を持っているかどうか不明確である。
改善項目: 山梨県有林は環境影響評価の原案を改訂し、絶滅危惧種の情報を得る手段や外部機関からの重要な要素を含めるようにすること。評価の結果をモニタリングする中長期の展望も原案に含めること。	
順守期限: 12ヶ月	

監査所見: 山梨県有林は絶滅危惧種についての原案といくつかの評価を改訂したため、このCARは満たされたとみなす。しかし、水辺地帯の識別をする時に必要な水温や水産資源などの配慮すべき重要な評価が含まれていない。さらに、山梨県有林は原案やEIAチェックリストについての十分な知識を全ての現場職員に供する十分な研修を行っていない。よって、新たにCARを発行した。	
ステータス: 終了	
フォローアップアクション(あれば): CAR 1/06 参照	

CAR #: 2/05	参照基準番号: 基準6.9
不順守レベル: 高 <input type="checkbox"/> 低 <input checked="" type="checkbox"/>	外来種の使用による回復と、緑化種による土壌流出制御についてモニタリングが活発に行われていない。
改善事項: 山梨県有林は、浸食制御やそれに関連した目的に使用される植物や種子の原産地の記録をとり始めること。また、生物多様性保護のための削減努力と土壌流出制御のために外来種を利用しているエリアを文書化すること。	
順守期限: 3ヶ月	

監査所見: 山梨県有林は2005年7月11日より、モニタリングシステムを設定し、土壌流出防止のために利用している外来種の報告書を通じて収集データの文書化を開始している(計画/実績、場所、種名、量、産地)。また、県有林管理計画により、土壌流出防止に外来種を利用している面積の削減努力を文書化している。	
ステータス: 終了	
フォローアップアクション(あれば): なし	

#### 2.4. 今回の監査の結果、新たに発行された改善事項

CAR #: 1/06	参照基準番号: 6.1
不順守レベル: 高 <input type="checkbox"/> 低 <input checked="" type="checkbox"/>	山梨県有林は原案を元にしたEIAを実施しているが、本部スタッフと現場スタッフとの間でEIAチェックリストの理解の仕方にギャップがあるようである。Condition 2と関連。
改善事項: 山梨県有林は目的や機能、有用性の要点などについて原案とチェックリストを評価しなおすこと。もし不明瞭な点がみつければ、山梨県有林はその不足を満たすこと。さら	

に、EIA研修を全てのスタッフに行うこと。
順守期限: 次回年次監査まで

CAR #: 2/06	参照基準番号: 6.5
不順守レベル: 高 <input type="checkbox"/> 低 <input checked="" type="checkbox"/>	溪流緩衝地帯の戦略について、濁度や魚類の有無、温度などのいくつかの重要な指標が欠けている。管理基準は戦略の定義や保全河川沿いの緩衝地帯設定の基準といった観点から不明確であり、現場において管理基準が適切に運用されているかどうか、監査員としては評価することができない。
改善事項: 山梨県有林は漁業や水質に関する専門家から指導を得、様々な溪流の等級に合わせた水質、水産資源保護のための緩衝幅を設定する基準を作成すること。また、現場での新たな緩衝地帯への取り組みを実施し始めること。	
順守期限: 次回年次監査まで	

CAR #: 3/06	参照基準番号: 5.6
不順守レベル: 高 <input type="checkbox"/> 低 <input checked="" type="checkbox"/>	山梨県有林は原則8に則って、適切なモニタリングプログラムを実施しているが、統計的手法を用いて成長量を推計し、近似の曲線を使用している。この方法には誤りの余地があり、おそらく経済的ではなく正確性がないだろう。しかしながら、山梨県有林は間伐や主伐時に容易に得られる実測量の収集・利用をしていない。山梨県有林はまず、初回間伐量と伐採時の量を使って、現状の成長曲線を修正することができるだろう。
改善事項: 山梨県有林は現行の成長収穫モデルが正確か推測するために、間伐・主伐時に容易に取得できる実測量を効率的に使用したシステムを作成・実施すること。	
順守期限: 次回年次監査の前に	

CAR#: 4/06 コンディション 13	参照基準番号#: 基準 8.1
不順守レベル: 高 <input type="checkbox"/> 低 <input checked="" type="checkbox"/>	木材資源と同程度にしっかりとした生物資源に関するモニタリング手順や計画案を作成する必要がある。
改善事項: コンディション10と調整しながら一貫性があり、反復可能なモニタリング手順や計画案を作成すること。	
順守期限: 本CARはコンディション13の監査所見で述べた通り、レベル高のCARに昇級せず、1年枠の延長を行うこととする。本コンディションの元の期限は、認証取得から3年後までであったが、新しい期限を2007年の年次監査までとする。	

## 2.5. 監査観察事項

観察事項は非常に低いレベルの問題点であるか、不順守として扱えないほど、問題が初期の段階である状態のものに発行される。しかし、認証取得者(団体)が努力を怠れば、監査員の気になっている点が将来的に不順守事項になる可能性もある。

観察事項	参照基準番号
<b>Observation 1:</b> 山梨県有林は、要求された時間枠を含期限内に特定のCARやコンディションを満たしていないことについて、監査員より県有林に伝えられる	なし

いかなる情報もスマートウッドと確認すること。	
<b>Observation 2:</b> 山梨県有林は森林の一部を長伐期施業に移行したときの将来的な影響と経済的利益を、現行の施業方法での成果と比較して、評価すること。これを長期経済見積もりの計画、修正に使用すること。	5.6

## 2.6. 監査判定

監査中に提供された証拠と継続的なFSC原則と基準の順守に基づき、監査チームは山梨県有林に対し、本報告書で挙げた新たなCARに応じ、認証を維持することを推奨する。